

## 特定行為研修施設設置支援事業費補助金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日  
福祉保健部医療政策課

### (趣旨)

第 1 条 県は、特定行為に係る看護師の研修制度を推進するため、予算で定めるところにより、特定行為研修を行おうとする施設に対し、実施体制の整備に関する経費等に係る補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定行為 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為をいう。
- (2) 特定行為研修 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修をいう。
- (3) 指定研修機関 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関をいう。
- (4) 協力施設 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成 27 年 3 月 17 日付け医政発 0317 第 1 号）第 2 の 1 (10) に規定する協力施設であって、県内の指定研修機関の協力施設をいう。

### (補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 指定研修機関の申請予定施設においては、申請時期が決定していること。
- (2) 特定行為区分を追加予定の指定研修機関においては、申請時期が決定していること。
- (3) 協力施設の予定施設においては、指定研修機関（申請時期が決定している機関を含む。）の協力施設となることが決定していること。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(7) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表に掲げる対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書は別記様式第1号(その1)から別記様式第1号(その3)までによるものとし、同条第2号の収支予算書は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金所要額調書(別記様式第3号)

(2) 市町村以外の者にあつては、第3条第4号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(3) 法人にあつては、第3条第5号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)

(4) 市町村以外の者にあつては、第3条第6号及び補助に際しての制限に係る誓約書(別記様式第5号)

(5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 知事が規則第11条の規定により報告を求めるとき又は規則第12条の規定により実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得単価が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び本県の他の補助金を受けていないこと。
- (7) この補助金の交付を受けて、指定研修機関や協力施設となった場合には、県内の他施設からの特定行為研修受講受入れに努めなければならないこと。
- (8) この補助金の交付を受けた年度の翌年度末までに指定研修機関や協力施設とならなかった場合には、交付を受けた補助金を県に返還しなければならないこと。
- (9) 別表の区分(2)又は(4)の初年度運営に係る補助金を申請するに当たって、同表の区分(3)の特定行為区分を追加することに関する補助金の交付申請を行う場合は、当該区分に係る別記様式第1号の事業の目的欄に申請が同年度となった理由を記載すること。
- (10) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20%以内の増減

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(別記様式第1号(その1)から別記様式第1号(その3)のいずれか)
- (2) 変更後の収支予算書(別記様式第2号)
- (4) 変更後の補助金所要額調書(別記様式第3号)
- (3) その他参考となる資料

(補助金の交付の方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第 1 号（その 1）から別記様式第 1 号（その 3）のいずれか）
- (2) 収支決算書（別記様式第 2 号）
- (3) 補助金所要額精算書（別記様式第 3 号）
- (4) 事業の内容を明らかにする資料等

2 第 5 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 6 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る特定行為研修支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る特定行為研修支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る特定行為研修施設設置支援事業費補助金から適用する。